

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



住宅用太陽光発電システム  
の設置費を補助します

市では、環境に調和したまちづくりを推進するため、(財)新エネルギー財団(NEF)の補助制度を受け、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

■補助の対象者

- 次のすべてに該当する方
- 自らが居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを設置する人
- 平成16年11月1日以降に、NEFの補助制度予約者となった人
- 補助申請の年度内に設置工

事が完了し、NEFの補助金交付決定通知を受ける見込みがある人

■補助金額

NEFの補助金額の10分の1以内に相当する額を交付します。(最大出力値は4kwを上限とします)

■補助金交付の申請方法

①補助金の予約申請  
NEFに補助制度の申請をして、NEFから予約番号等の通知を受けた後、予約申請に必要な関係書類を市に提出します。

※市への予約申請期限は、10月31日(月)までです。

②補助金の交付申請

設置工事が完了し、NEFから補助金の交付決定通知を受けた後、交付申請に必要な関係書類を市に提出します。

③補助金の請求

市の補助金の交付決定通知

を受けた後、市に補助金の請求を行います。

※市へ提出する関係書類は、市のホームページからダウンロードできます。

■その他

○設置したシステムを法定耐用年数の期間内に処分した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

○システム設置後、参考データの提供にご協力いただく場合があります。(2年間)

■NEFの補助制度について  
(財)新エネルギー財団(NEF)が実施する補助制度の申請手続きについては、NEF

(TEL03-5275-3046)へ直接お問い合わせいただくか、NEFのホームページ(<http://www.nef.or.jp>)をご覧ください。

■問合せ

市庁舎本館商工振興課  
商工振興係(内線2543)

6月定時登録による選挙  
人名簿新規登録者の縦覧

6月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和60年6月2日以前に生まれた日本国民で、平成17年3月1日までに西条市の住民基本台帳に記録、もしくは同日までに転入の届け出をした人で、引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている人

■縦覧期間

6月3日(金)~7日(火)  
8時30分~17時

■縦覧場所

市庁舎別館2階  
選挙管理委員会事務局

下水道受益者負担金・  
分担金の納期(第1期)

6月は、下水道にかかる受益者負担金・分担金の第1期の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■納期限 6月30日(木)

■問合せ

市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係

(内線2823)

東予総合支所下水道課  
業務係 (内線211)

6月の市税ごよみ

20日 軽自動車税全期分の督促状の発送

30日 市県民税第1期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

暫定防火基準適合表示マークを19施設に交付しました

暫定防火基準適合表示マークの交付式を4月20日に消防本部で行い、防火上、一定の基準に適合している旅館やホテルなど、次の19施設に表示マークを交付しました。

- ▽石鎚神社社会館▽西条アーバンホテル▽県立東予青年の家▽(株)ジェイコム 石鎚温泉事業部▽ビジネスホテル君乃家▽ビジネスホテルさぬき▽修験道場 金剛閣▽西条国際ホテル▽ホテル青木▽ビジネスホテル玉の家▽ホテルオレール西条▽西条ステーションホテル▽ビジネスホテル東予▽休暇村瀬戸内東予▽ビジネスホテルいせや▽宗教法人香園寺 子安会館・遍照会館▽ホテルユニバース▽ターミナルホテル東予▽湯の里 小町温泉 しこくや (順不同)

